

第4回太田市景観審議会会議録

| | |
|---------------|--|
| 開催日時 | 平成24年4月19日(木) 午前10時26分から11時50分 |
| 開催場所 | 太田市役所 9階 9B会議室 |
| 出席委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・増山正明会長 ・渡邊美樹会長職務代理者 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・荒井壯佳委員 ・小林則子委員 ・小林良男委員 ・深澤珠代委員 ・茂木一博委員 ・吉川和子委員 ・岩崎和男委員 ・小保方紀久委員 ・栗原智史委員 ・篠原貴委員 ・山田昌弘委員 |
| 事務局 | (都市政策部) 伴場部長、今泉副部長 (都市計画課) 深澤参事、飯島課長補佐、八木田主査 |
| 事務局 (深澤参事) | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第4回太田市景観審議会にご出席くださいます、ありがとうございます。</p> <p>平成24年度第1回目の景観審議会でございますので、開会に先立ちまして、都市政策部伴場部長がご挨拶申し上げます。</p> |
| 事務局 (伴場部長) | <p>皆さん、こんにちは。都市政策部長の伴場でございます。</p> <p>今年度初めての景観審議会が開催されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆さんには、日頃から、本市の景観行政に対し、多大なるご指導、ご協力をくださり、誠にありがとうございます。</p> <p>本市は、委員の皆さんをはじめ、市民や事業者、団体等の皆さんのご協力をいただきながら、景観元年とも言える取り組みを始めたところです。</p> <p>そういった中で、昨年度は、屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適正表示の取り組みを精力的に行いました。このほか、景観ボランティアの皆さん、県や関係機関の皆さんのご協力により、違反簡易広告物の除却などを行ってまいりました。</p> <p>また、景観賞を創設し、良好な景観の形成に寄与している建造物や景観づくり活動など表彰するとともに、景観講演会を開催して、景観に対する市民や事業者の皆さんなどの意識の高揚に努めてまいりました。</p> <p>景観は、100年、200年の計であり、良好な景観を永久不変なものとして未来に引き継ぐために、委員の皆さん、市民や事業者、団体の皆さんなどのご協力をいただきながら、景観づくりを進めてまいりたいと考えていますので、引き続き、ご理解とご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございます。</p> |
| 事務局 (深澤参事) | <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、部長は、他の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 (深澤参事) | <p>(1 開会)</p> <p>只今より、第4回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、委員15名全員の出席をいただいております。委員半数以上の出席を規定しております、太田市景観条例施行規則第39条第2項の規定を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 事務局 (深澤参事) | <p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>増山会長、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 増山会長 | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご都合をつけていただきありがとうございます。</p> <p>15名全員の出席ということで、大変ありがたいことです。</p> <p>第4回太田市景観審議会の冒頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>太田市の景観行政も、部長の話にあったように、本格的に動き出して1年以上経過したということですが、この間、景観計画をベースにしながら、景観ボランティア制度の導入や、景観賞の創設、市広報等による周知等を通して景観づくりを進めてきました。</p> <p>一方で、太田市の特徴的な取り組みとも言えますが、屋外広告物の是正指導に、かなり優先的に取り組んできたとも伺っております。</p> <p>本日の審議会では、審議事項二つ、報告事項が二つあります。</p> <p>審議事項の一つ目は、この審議会の委員の任期が9月30日で満了となることから、委員の改選のことについてご審議いただきます。</p> <p>二つ目は、景観賞の今年度の日程等についてご審議いただきます。</p> <p>このほか、2つの報告事項として平成23年度実績や平成24年度の計画についても報告があります。</p> <p>皆さんの積極的かつ建設的なご意見を願ひいたしますとともに、議事のスムーズな運営につきましてもご協力くださいますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> |
| 事務局 (深澤参事) | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定で、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長を願ひしたいと思ひます。</p> <p>増山会長よろしくお願ひいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>それでは、いつものように、私の方で議事を進行させていただきます。議長を務めてまいります。</p> |
| 増山議長 | <p>(3 会期の決定)</p> <p>それでは先ず、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本会議の会期は、本日一日といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は、本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に日程第4、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号 8番 深澤 珠代 委員 (深澤委員による承諾の返事)</p> <p>議席番号14番 篠原 貴 委員 (篠原委員による承諾の返事)</p> <p>をご指名申し上げます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 増山議長 | 今日は傍聴者はいないですね。 |
| 事務局 (飯島補佐) | はい。 |
| 増山議長 | (5 議事) それでは日程第5の議事に入りたいと思います。 議案第1号「太田市景観審議会委員の改選」について、事務局から説明をよろしくお願ひします。 |
| 議案説明 (飯島補佐) | 事務局の飯島です。本日はお忙しいところありがとうございます。早速でございますけれども、議案第1号について説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開きください。 (着席) 先ほど増山会長からお話がありましたが、景観審議会の委員の任期が今年の9月30日で切れるため、新たな委員の改選をしようとするものです。 内容としましては、学識経験者の方には、引き続き、留任していただきたいと思っています。 改選となるのは、各種団体推薦による委員さんが6名、市民公募による委員さんが5名で、7月に各種団体へ推薦依頼をお願いします。 市民公募につきましては、7月、1ヶ月かけまして、広報、ホームページで募集して、その後書類審査を経て、8月には決定したいと考えております。 なお、景観審議会を10月1日に開催する予定で、その際に、市長から委嘱状を交付します。 2ページ、3ページをご覧ください。 こちらは市民公募の応募用紙で、前回のものと同じです。市民公募につきましては、もちろん現在の委員さんも応募可能です。再任を妨げませんので、また、ご応募いただければ、他の応募者と合わせて対象とさせていただきます。 以上です。 |
| 増山議長 | はい、ありがとうございました。 只今、事務局より議案第1号「太田市景観審議会委員の改選」についての説明がありました。 只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。 (事務局へ確認) ・改選される委員は、11名 ・応募用紙等の変更は、なし |
| 渡邊職務代理 | 各種団体推薦と市民公募の用紙自体は、同じものですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 各種団体推薦には、推薦の依頼文を出しますので、こちらの応募用紙は使いません。 これはあくまでも市民公募用のものです。 |
| 渡邊職務代理 | 市民公募は、どのようにアナウンスしていくのですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 市の広報、ホームページで7月に募集する予定ですが、広報は7月1日号あるいは6月20日号に載せて、1ヶ月の公募期間を持つような形になります。 |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 議案第1号「太田市景観審議会委員の改選」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |

| | |
|----------------|--|
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | 「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。 |
| 増山議長 | 次に、議案第2号「第2回太田市景観賞」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>「第2回太田市景観賞について」ということで、日程を一覧表にしたものでございます。</p> <p>本日、景観賞に関するご審議をいただきまして、その後、庁内への報告を踏まえて、昨年と同じく8月に案件を募集してまいりたいと考えております。</p> <p>これにつきましては、市広報、ホームページへの掲載を行います。</p> <p>その後、9月に事務局で必要に応じて応募案件の現地確認を行い、実際の評価につきましては10月を予定しております。</p> <p>景観審議会委員が新しくなりますので、新たに設置される表彰等評価部会で評価を行い、審議会に報告することになります。</p> <p>その結果を庁内手続きなどを踏まえて、昨年は11月5日(土)に表彰式を行いました。今年度は12月12日(水)の表彰式を予定しております。会場はまだ決まっておりませんが、日程は、この日程でお願いしたいと思っております。</p> <p>続きまして募集要項ですが、5ページをご覧ください。</p> <p>下線部分を変更したところで、2. 表彰の範囲の(3)に「屋外広告物」を加えました。屋外広告物も工作物の一部ですが、改めて明記することで、広告物も良いものがあれば対象となるということを確認いたしました。</p> <p>続きまして、(5)にも「屋外広告物」を加え、さらにここでは「緑化」も加えました。</p> <p>これに伴い、3. 応募資格も変更しました。</p> <p>6ページの変更箇所は、日付等の変更でございます。</p> <p>続きまして7ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、応募、推薦の用紙です。◆応募対象の「該当となるものに<input checked="" type="checkbox"/>印をしてください」の欄で、要項の変更に伴う変更と表記を詳しくしたための変更がございます。</p> <p>それと、枠外の添付書類の②の写真を、前回の表彰等評価部会のご意見を踏まえまして、「遠景及び近景の写真各1点」という形にしております。</p> <p>なお、景観賞表彰式の後には、講演会を予定しておりますが、講師はまだ決まっておりません。</p> <p>以上です。</p> |
| 増山議長 | <p>只今、事務局より議案第2号「第2回太田市景観賞」についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 山田委員 | <p>前回部会に参加して、とにかく現地には行こうということになりました。</p> <p>現地調査は、事前に行くことを応募者に言わない方が、普段の状態を見られるということで良いと考え、言わずに行っただけですが、逆に居てもらって詳しい話を聞きたいとも思っていました。</p> <p>その辺を考えて、応募の際に明記した方が良いのかなと思っております。</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>どちらが良いのかは、私も考えがまとまりきれいていないのですが、昨年の感想としては、そのようなことがありました。</p> |
| 増山議長 | <p>この意見に関して、事務局で何か用意していることはありますか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>特に事務局として用意していることはございません。</p> |
| 若林委員 | <p>今の山田さんの話に関しては、私もいろいろと考えたのですが、結論としては、まずは書類審査。しっかりとした書類を出してもらうのだから、これが大事で、そこで審査をしっかりして、現地の調査に関しては、説明のためにいてもらうよりも、去年行って見たら全然違うのがありましたよね。そういうことから、事前に連絡しない方が普段の活動の結果がわかるのではないかと。</p> <p>私は、書類審査と、現地については言わないで行った方が良いのではないかと考えました。</p> |
| 小林(良)委員 | <p>応募用紙の一番下の「応募(推薦)理由」をもっと具体的に書いていただく方が良いと思います。</p> <p>去年行ってみて、何のためにこれを推薦したのかが不明のものが何件かありました。</p> <p>やはり応募するには、それなりの理由があるはずですから。</p> <p>確かに事前に話をして、きちっと手入れをされたところに行ってもあまり面白くないなど、普段の状態を見た方が良いかなと、事前に連絡をするのはどうかな、と思います。</p> <p>少なくとも応募する以上は、「ここを見て欲しい」、「こういうところを努力しているよ」といことがわかるようなものにして欲しいと思います。</p> |
| 渡邊職務代理 | <p>応募書類の内容、密度にとっても差がありました。</p> <p>その差の部分、市の担当の方々が良くわからないところは見に行ったり、実態を調べたり、ということでフォローをしていただいていたので審査をすることができたのですが、それを考えると応募書類以上のものを審査するような感じになっていて、これで良いのかなという部分があったのと、応募者の受け止め方、応募用紙にけるエネルギーが、まちまちですので、それを均等にみるということになりますと実際に見に行くのは、普段の様子を見に行くというのが、一番大事なことではないかなと思います。</p> <p>審査の日は一日かかりましたが、立ち寄る時間がはっきりしませんので、説明を聞くとなりますと、約束の時間とか、ちょっと熱心に説明する方がいると次に行けなくなるなどの支障が生じる可能性があるかなと思います。</p> |
| 山田委員 | <p>皆さんのお話を聞いて、私の考えもまとまりました。</p> <p>当日に説明を聞くのは、ない方が良さそうですね。</p> <p>ただし、我々の判断基準は明確にしなければいけないから、応募用紙はちゃんとしていただくと。それで、我々の審査のベースは応募用紙なのだ。ほかに聞いたからどうだと左右されるというのも審査の透明性とか、均一性を考えるとおかしくなってしまうから。やはり、ベースは応募用紙、しかし、現地に行かなければ始まらない。ということですね。</p> |
| 増山議長 | <p>評価については、そういう方向でいくということですかね。</p> <p>ただし、応募用紙の「応募理由」のところは、応募する人によって差が出てしまうのは、ある程度仕方がないことかもしれないですが、なるべく具体的に、詳細に記述してもらえそうな文言なりを付け加</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>えるように工夫、検討していただくということですかね。</p> <p>この内容を今後部会で検討しますか。それともここで、用紙をある程度決めてしまった方が良いですか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>可能であれば決めていただいた方が良いですが、一つ考えましたのは、「活動内容、実績、効果等」の後に、「苦勞しているところ」「アピールしたいところ」などを追加するというのではいかがでしょうか。</p> |
| 山田委員 | <p>PRポイントというか、評価してもらいたいところを出していただかないと。「全般的にどうだ」ということよりも、「私たちはこういうことで景観を良くしてきました」ということをはっきり出していただいた方がわかりやすいですね。</p> |
| 若林委員 | <p>具体的にということでは、去年問題になったのが、建築コンペと間違えたようなものが出たのですが、そのようなものは、どうしましょうか。</p> <p>部会の中で、「こういうものは駄目」と審査から外してしまえば良いのでしょうかけれど、勘違いして一生懸命書いて提出してもらっても悪い気がします。</p> <p>その辺もうまいこと応募用紙に書けば、無駄な応募もなくなってよいと思うので、事務局で用紙を工夫していただけたらと思います。</p> <p>去年の審査の内容をホームページで見てもらえば分かり易いのですが、応募用紙に書いてあった方が簡単で良いと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>この辺についても、先ほどのことも含めて様式や説明文を検討していくということではよろしいですか。</p> |
| 岩崎委員 | <p>建築コンペとは違うという言い方なのですが、応募用紙を見ると、建築物、工作物と入っています。</p> <p>景観ということを考えると「ビューポイントはここだ」とか、「構造そのものではないけど、強度とか、有用性とかではなくて、あくまでも景観重視なのですよ」というのだと思いますけど、建築物、工作物と書いてあると建築コンペのようにとらえる人もいます。</p> <p>景観というのは、「ここだ」「これだ」「こういう点だ」というものを挙げていただかないと、応募理由のところを細かくしていくのは大変良いことだと思いますが、もっと具体的に、少なくとも評価部会員の方が「これと、これと、これは絶対必要」というところは入っていないと評価しにくいというところがあると思いますので、そういうものをもっと入れていただいたほうが良いのではないかと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>評価する上でも、応募する人にとってもそうした方が良さそうですね。この辺は、先ほどのアピールポイントのことと一緒に考えた方が良いでしょうが、建築コンペと間違えたようなというのは、具体的にはどのようなものですか。</p> |
| 若林委員 | <p>一番的外れな例は、景観だからあくまでも外観が審査の対象になるのですが、内部の説明が多いものですね。建物の使いやすさの工夫とかのPRとかですね。</p> <p>私は、先ほどの岩崎委員のご指摘されたことは、そんなに心配はないのかなと思います。</p> <p>良い設計、良い建造物や工作物も、景観ということを理解していれば、大丈夫だろうと。</p> <p>建築コンペと間違えているという人は、そういう設計の、使う人を重視して、次に景観を置いている場合が多いということです。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>良い外観の設計が、周りとの調和していれば、確かに良いのですけどね。</p> |
| 小林(良)委員 | <p>これは去年も申し上げたのですが、景観である以上は「遠景」「中景」「近景」どれで見ると、ということも重要と思います。</p> <p>また、時期的なものもありますよね。審査する時期、応募する時期、実際に評価する人が見に行く時期、かなりのずれがあります。</p> <p>その辺も合わせて具体的に書いていただくようにできれば、と思います。</p> |
| 山田委員 | <p>景観は、切り口が多いし、非常に難しいですよ。景観賞を立ち上げるときに議論になったのは、「景観に興味を持っていただく」「景観を育てていくことに市民の同意や協力を得ながら取り組んでいく」ということでした。</p> <p>とにかく太田市の景観元年ということで、市民や業者のいろいろな方に興味を持っていただくというのが、賞を創設した意味だと思っております。</p> <p>ですから、最初は、あまりうるさいことを言わないで、応募していただくことが大事、数を集めることが重要だと思います。</p> <p>そういうことを何年か続けていくうちに、太田市としての景観のイメージが固まってくる。そんな流れだと思います。</p> <p>そういうことですから、いろいろ論議はあるところとは思いますが、私は、まだ、数を出してもらう方が大事だと思っています。</p> <p>数が増えて、事務局の整理や評価部会の評価が大変で悲鳴を上げるようになったら次のステップに進めば良いのかなと思います。</p> <p>今のところは、市民の皆さんに興味を持ってもらうための活動程度に考えれば良いのかなと思います。</p> |
| 若林委員 | <p>小林委員の意見の中にあつた「季節」の話ですが、これは、去年の評価の中でも問題になったのですが、「季節についてはもう少し置く」ということで、無理に評価しなかったと思います。山田委員の話の中にあつた、数が出てからの、先の話で十分だと思います。</p> <p>もう一つ話のあつた「遠景」「中景」くらいまでで評価していけば良いのかなと感じております。</p> |
| 増山議長 | <p>季節に関して、評価の中ではどちらかと言えば、緑化とか取り組み、活動のことということでよろしいですか。</p> |
| 若林委員 | <p>そういうことです。</p> |
| 増山議長 | <p>これは各地で行っている表彰関係でも同じような課題があります。現地に行って応募用紙とともに審査するということができないのでしょうかね。</p> |
| 若林委員 | <p>去年の例では、見に行った時に咲いていた睡蓮の活動が受賞して、枯れていた蓮の活動が選ばれませんでした。評価としては、睡蓮が咲く前に汚かったところをきれいに整備して取り組んだところを評価しています。つまり、睡蓮が咲いていようがいまいが、地域として良い景観をつくったということで評価が高かったものです。蓮については、咲いているときは良かったのでしょうか。年間としてはどうかということで評価を落としたということがありました。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 小保方委員 | <p>5ページの募集要項の(4)ですが、自然の景観を保全する活動というのは、非常に範囲も広く、とらえどころがなく評価しづらいところと思われます。</p> <p>そういうのを合わせた年間活動をしている団体もいますが、その中で景観に関連する活動もあると思うのですが、全体を評価するのがありますが、ぼやけてしまうこともあるし、数をやれば良いというものではないと思います。</p> <p>この活動とポイントを決めたものを評価していくのも一つの方法と思うのですが、どう考えたらよいでしょうか。</p> |
| 増山議長 | <p>時期的な話は、先ほどから出ていますが、季節だけでなく、今後は夜だけの夜間景観なども出てくる可能性もありますね。そういうものをどう考えるのかも課題になっていくと思われます。</p> <p>委員の皆さんの中でも意見が分かれるように、応募する人においてもいろいろな考え方をして応募してくると思います。</p> <p>ただ、先ほど山田委員のお話でもありましたが、普及啓発が優先と考えて、できるだけ門戸を広げたものとなっていますので、もう少し普及、啓発を中心に取り組んでいくしかないかなと思いますね。</p> <p>この1年で確かに課題は見えてきましたが、直せるところはすぐ直すとして、枠組みなどは、その年その年に出た課題を整理しておいて、それを2～3年後にどこかで精査して、反映させて行くしかないのかなと思いますね。</p> <p>ただ、応募理由の記載に関しては、多くの委員さんからご意見が出ましたとおり、評価ポイントを反映した具体的な記入の示し方にしたほうが良いだろうというところは、今回から改善できそうですよね。</p> <p>事務局いかがですか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>多くのご意見をいただきましたので、募集する前に表彰等評価部会を開催させていただいて、改めてご審議いただければと思います。</p> <p>時期的には、5月の下旬から6月上旬頃にお願ひできればと考えております。</p> |
| 柳澤委員 | <p>昨年この募集要項の中に、審査は書類審査のみとか、現地を確認しますとかの記載があったのかどうか。それと、応募された方から「現地を見るのですか。」との問合せはあったのかどうか。を教えてください。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>要項には、全ての対象物を現地確認するとは記載してありませんでしたが、問合せは若干ございました。なお、建築物については、直接行ってうろろろするのも失礼な話ですので、事前に「行きます。」という連絡をいたしました。</p> |
| 増山議長 | <p>それでは、部会を1回開いていただいて、24年度の第2回に望むということよろしいですか。</p> <p>渡邊先生よろしいですか。</p> |
| 渡邊職務代理 | はい。 |
| 増山議長 | 事務局はよろしいですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | はい。 |
| 増山議長 | <p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「第2回太田市景観賞」について、原案に今後の部会の意見を加えるということで、方向としては、原案のとおりということよろしいですか。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | 「異議なし」と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり決定されました。 |
| 増山議長 | 次に、報告第1号「平成23年度景観関連事業実施報告」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>議案書8ページをご覧ください。「報告第1号 平成23年度景観関連事業実施報告」について説明いたします。</p> <p>2つの大きな取り組みで分けてあります。景観に関する取り組みと、屋外広告物に関する取り組みです。</p> <p>まず、景観に関する取り組みとして、景観に大きな影響を与える大規模な行為の届出に関しては、72件受理いたしました。建築物が、新築11件、増築10件、外観変更が2件。工作物は、新設が6件、増設が1件。開発行為は、48件でして、多くは宅地建物の分譲と集合住宅などの住宅関係です。それと、土地の区画形質の変更が1件で、合計すると79件ですが、1件で複数の行為に該当する届出が、いくつかありましたので、合計は多くなっております。この他に市の行った行為の通知が3件で、行政センターや給食室の建築などの行為です。</p> <p>続きまして、お気に入りの景観発表会ですけれども、今年度も現在展示しておりますが、「このとき、ここから、この景色」と題しまして、市内の景観を紹介していただいて、展示しました。昨年度は、8人の方から写真30点のご応募をいただきました。</p> <p>続きまして「ぐんま景観展」ですが、これについては、群馬県で主催している景観に関する取り組みを紹介する展示です。県と12市町村の景観行政団体の展示がございまして、昨年は6月1日から6日まで県庁で開催されました。</p> <p>4. 景観賞の表彰式と講演会ですが、11月5日(土)に学習文化センターで開催しました。受賞者、講演会は記載のとおりです。</p> <p>最後に、景観審議会ですが、昨年度は5月20日に表彰等評価部会の1回目を開催し、2回目の9月8日には景観賞の応募案件の評価をいたしました。同じ9月に景観審議会を開催し、受賞者の決定のご審議をいただきました。</p> <p>続きまして、9ページをご覧くださいと思います。こちらが屋外広告物に関する取り組みです。</p> <p>平成23年1月1日から、県から屋外広告物の許可等の事務が委譲となりまして、取り組みを始めました。</p> <p>昨年度の許可の件数等は、太枠にありますとおり、475件、手数料として7,142,830円です。参考として、平成22年度の許可申請は、205件で、360万円程の手数料でした。</p> <p>ここまで多くなったのは、太田市になってから肌理細やかに、更新申請時に適正な表示の許可申請となるように促しているのと、もう一つは、市の広報に屋外広告物をシリーズ化して掲載しましたところ、市民の方から、指摘、通報がございまして、それをきっかけに道路沿線に建っている広告物の現地確認と是正指導、許可を取らずに表示している屋外広告物に対して、是正指導を始めたことによります。</p> <p>一番初めは、内ヶ島の交差点から、イオンに向かっていく道でしたが、そこがきっかけとなりまして、他にも国道50号、122号などの道路沿線の無許可の屋外広告物に対して指導を始めましたので、これだけの件数や手数料の増加ということになりました。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>その他に、大型の店舗で許可を得ていない店舗もございましたので、まずは5,000㎡を超える商業施設で許可を得ていないところに通知しまして、続いて1,000㎡を超えるところに通知し、現在も指導中で、全て完了したわけではありませんけれども、引き続き是正指導を行っているところです。</p> <p>一番下の写真が、きっかけとなった交差点のところで、6月に是正指導を実施し、12月には板面が外されました。現在は脚も撤去され、見通しも良くなっております。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>その他、屋外広告物に関しましては、景観ボランティアの皆さんや太田警察署、太田土木事務所、東京電力、東電広告、NTT、ぐんま電通といった関係機関の皆さんと一緒に違反簡易広告物、はり紙ですとか、はり札、広告旗、立看板の除却をしました。</p> <p>屋外広告物適正化旬間やニューイヤー駅伝前の一斉除却などを含め、全部で470個を除却したところでございます。</p> <p>5. 景観ボランティアは、3月末現在で57名のご登録をいただいております。その他に活動団体として、青少年健全育成推進連絡協議会（青少推）とNPO法人新田環境みらいの会の2団体、あわせて296名、この中には景観ボランティアの資格を持った方も含まれています。</p> <p>その他の取り組みとしては、6のとおり4つほどございますが、23年度は、主に景観資源の一つでもある屋外広告物の適正化から景観づくりに取り組んできたというところでございます。</p> <p>これにつきましては、3年の許可期間の更新ごとに指導を行うことを中心としておりまして、後2年間で更新申請が一回りしますので、そこまでの間は、屋外広告物を中心に取り組んでいく、まだまだ、現地確認、是正指導が済んでいない道路もございますから、あと2年間は屋外広告物が中心になろうかと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 増山議長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>只今、事務局より報告第1号「平成23年度景観関連事業実施報告」についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 山田委員 | <p>いろいろ効果が出ているようなので、進んでいるなと感じております。</p> <p>10ページの一斉除却で「屋外広告物適正化旬間」というのが、私は知らなかったのですけれど、市民周知の方法や活動の内容はどのようなものだったのでしょうか。</p> <p>区の活動では、学童の安全パトロールやポイ捨て禁止の巡回とか、かなりの人間が実際に地区を見回る機会があります。</p> <p>そういう旬間のような期間があるのであれば、例えば区長会経由で協力要請の案内文を出すなどして、そういう見回りのときやウォーキングのときでも良いですし、地域内の美化も兼ねて景観向上のために、いろいろな広告物とか貼ってあるもののチェックをお願いしますとか、そういう投げかけをして一体化させていくとうまく広がっていくかなと思ったので、区の仕事をしていて、それとうまく連携していくと良いなと思いました。</p> |
| 増山議長 | <p>この件について、事務局いかがですか。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>屋外広告物適正化旬間ですが、この10日間は国で定めた期間として、全国の各自治体で様々な取り組みがされております。巡回パトロールや講習会の開催などです。太田市は、昨年度は、私ども都市計画課と部内の8課、太田土木事務所で巡回パトロールを行い、それ以外に景観ボランティアの皆さんにも、ボランティアの活動をお願いしました。</p> <p>適正化旬間のことにつきましては、広報の中でお知らせをさせていただきました。</p> <p>今年度も市広報でお知らせをするとともに、巡回パトロールを実施したいと考えております。</p> |
| 増山議長 | <p>その他の「強化エリア中心」とか「ニューイヤー駅伝前」とかの活動も市の広報に載せたのですか。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>ニューイヤー駅伝については、県の要請を受けまして、市の職員がニューイヤー駅伝のコース沿道の違反簡易広告物の除却を行いましたので、広報には掲載しませんでした。同じく、県からの要請を受けた東京電力やNTTも巡回して、違反簡易広告物の撤去を実施したとのことです。</p> |
| 増山議長 | <p>屋外広告物適正化旬間に区長会などが協力するのは可能ですか。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>景観ボランティアの皆さんには、講習を受けていただいて、保険に加入し、簡易除却をする権限も与えております。</p> <p>区長会の皆様でご協力いただくとすると、簡易除却はできませんので、「通報」などに限られてくると思いますが、パトロールして市役所に連絡していただくなどの参加は可能です。</p> |
| 山田委員 | <p>地域の中に周知するためにも、広報だけではなくて、区長会などへの呼びかけもしていただけると、いろんな活動に絡ませて、景観向上のために、この旬間の時期に、隣組の回覧までできると良いのですが、各区長さん宛てに依頼文みたいなものを渡せれば、もうちょっと良いのかなと思いますので、要望として挙げさせていただきます。</p> |
| 増山議長 | <p>それでは、自治会などにも協力いただける範囲であれば、その中で広報、周知も検討いただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>景観に関する取り組みの、届出の72件は、特に大きな問題になるような話はなかったということですよ。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>はい。審査部会を設置させていただいたのですが、部会で検討するような複雑なものや問題となるようなものはございませんでした。</p> |
| 増山議長 | <p>参考までに、群馬県内の景観行政団体12団体の計画策定や条例制定の状況を教えていただけますか。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>景観計画を告示しているのは、伊勢崎市、富岡市、高崎市、太田市、前橋市、板倉町、中之条町、甘楽町、下仁田町、高山村と川場村の5市、4町、2村です。</p> <p>草津町は、まだ告示していません。</p> |
| 増山議長 | <p>9ページの是正指導は、特に禁止地域内とか、何かこの部分に特化して力を入れているとか、そういう意味ですよ。まんべんなく様々な違反を指導している訳ではないですよ。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>道路沿線を利用して建っている建植広告物の非自家広告物を中心に行っていて、許可を受けていないものは全部、指導しています。</p> <p>自家広告物に関しては、まだ、大きな施設だけで、細かなものには行き届かない状態です。</p> <p>本日お配りさせていただいたA3の資料の、「自家広告物の注意点」「野立広告について」を同封して、ご理解いただきながら取り組</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>んでおります。「許可を得ていない」ものと「許可を得ようとしても規準に違反している」ものに関して指導しています。</p> <p>例えば、「交差点から5m以上離れなくては表示できないので、4mの位置にあるものは、5m以上離してもらおう。」「盘面が基準より大きいものは、基準に合わせて小さくしてもらおう。」というような指導をしております。</p> <p>昔から建っている広告物もあって、ご理解いただけないこともあります。粘り強くお願いをしているという状況です。</p> |
| 増山議長 | 9ページの写真は、道路沿線の非自家広告物ということでよろしいですね。 |
| 議案説明 (飯島補佐) | そうです。 |
| 増山議長 | <p>良い広告物やサインであれば、景観資源として好ましい要素となりうることもあるのでしようけれども、どちらかというところ多くの広告物は、景観阻害物件になりかねないので、その辺のマイナス面の除去、改善に力を注いでいるということですよ。</p> <p>景観の中でも、屋外広告物は大きな影響を持っていますから、県の条例を受け継いで取り組んでいるということで、なかなか終わりのない作業で大変な作業ですよ。</p> <p>簡易除却に関しては、トラブルはありませんか。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | トラブルはありませんが、剥がしても、またすぐ貼られてしまうという状況です。特にラブホテルの側の電柱に貼られるはり紙がそのような状態です。 |
| 若林委員 | <p>伊勢崎市が一番早く取り組んで、ホームページによると3年間で500件くらいと書いてありました。</p> <p>その中で、重点的な地域を決めたと書いてありましたが、太田市ではどうですか。例えば、バーバンク通りとか。</p> |
| 議案説明 (飯島補佐) | 伊勢崎市は、計画を昨年度から公開しておりますが、太田市は、国県道、主要地方道、主要幹線道路等をもれなく実施していきたいと考えておりますので、特に今年はこれをやっていくという路線やそれを公表するという予定はございません。 |
| 増山議長 | 伊勢崎市は、隣町ですが、隣接市等で共有路線を一緒に取り組みましょうということがあるかもしれませんね。 |
| 増山議長 | <p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>報告第1号「平成23年度景観関連事業実施報告」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | 「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、原案のとおり承認されました。 |
| 増山議長 | 次に、報告第2号「平成24年度景観関連事業計画」について、事務局よりお願いします |
| 議案説明 (飯島補佐) | <p>議案書の11ページをお開きください。</p> <p>先ほどの23年度の実績とかぶるような感じとなります。</p> <p>1の景観届出対象行為の届出に関しては省略させていただきます。</p> <p>2. お気に入りの景観発表会は、先ほどの説明のとおり、15名の方から、33点のご応募をいただき、現在1階ロビーに展示しております。</p> <p>続きまして、3. ぐんま景観展ですが、こちらは、6月8日から1</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>3日まで、県庁1階県民ホールの南側フロアで展示する予定となっております。</p> <p>4. 第2回景観賞・景観講演会は、先ほどの議案のとおり、12月12日に表彰式を行い、その後に講演会を開催する予定です。</p> <p>5. 屋外広告物許可申請等・是正指導ですが、今年度は、③のところ、国道17号、407号、354号と主要地方道前橋館林線や県道佐野太田線などの大きなところから取り組んでいきたいと考えております。④の違反広告物一斉除却につきましても関係機関や景観ボランティアの方々と一緒に実施してまいりたいと考えております。</p> <p>6. 屋外広告物適正化旬間ですけれども、市広報による周知を行い、関係機関と景観ボランティアによる巡回パトロールを実施したいと考えております。また、区長会との連携という話もございましたので、そのあたりも研究して取り組んでいきたいと考えております。期間は、9月1日から10日までの10日間です。</p> <p>その他、景観ボランティアの募集を明日まで行っております。現在のところ3名の方から応募がございました。</p> <p>最後に、景観審議会委員の市民公募も予定しております。</p> |
| 増山議長 | <p>只今、事務局より報告第2号「平成24年度景観関連事業計画」についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 増山議長 | <p>ご意見もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>報告第2号「平成24年度景観関連事業計画」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | 「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、原案のとおり承認されました。 |
| 増山議長 | <p>以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局にお返ししますのでよろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 (深澤参事) | 増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。 |
| 事務局 (深澤参事) | <p>(6 その他)</p> <p>日程「第6 その他」につきましては、事務局からは特にごございません。</p> <p>委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。</p> |
| 委員 | (※声なし) |
| 事務局 (深澤参事) | <p>(7 閉会)</p> <p>特にないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> |